

議案第20号

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のと
おり改正する。

令和5年2月21日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

沼田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例
第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

鳥獣被害対策実施隊員	同 6,000円	を
鳥獣被害対策実施隊員	同 8,000円	に、
学校評議員	年額 教育委員会が市長に協議して定める額	を
学校評議員	年額 教育委員会が市長に協議して定める額	に
学校運営協議会委員	日額 教育委員会が市長に協議して定める額	

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。